

# 新婚生活を応援します♡

(南砺市結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(住居費等)の支援を行います。

## 事業概要



どのような新婚世帯が対象なの？

次の 1 ～ 6 の要件をすべて満たす新婚世帯が対象です。

1. 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した夫婦
2. 夫婦の所得を合わせて **500万円** 未満（世帯収入約700万円未満に相当）※
3. 夫婦ともに婚姻日における年齢が **39歳以下**
4. 夫婦ともに29歳以下は**2年以上**、左記以外は**1年以上**市内に居住見込みであること
5. 他公的制度による住居費、引越費用及びリフォーム費用に対する補助を受けていないこと
6. その他、南砺市が定める要件を満たす新婚世帯

※ 貸与型奨学金を返還している新婚世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除



どのような費用が対象なの？

◎対象となるのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支出した次の費用です。

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| ① 住居費     | 新居の家賃・共益費、敷金・礼金、仲介手数料  |
| ② 引越費用    | 引越業者や運送業者に支払った引越費用     |
| ③ リフォーム費用 | 新居の修繕・増築・改築・設備更新等の工事費用 |



いくら補助を受けられるの？

上記の ① 住居費 ② 引越費用 ③ リフォーム費用を合わせて、夫婦ともに**29歳以下上限60万円**、左記以外**上限30万円**(いずれも1世帯あたり)です。



## <添付書類 チェックリスト>

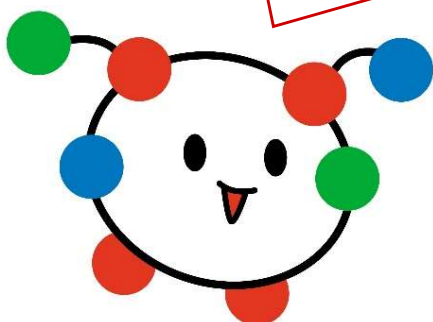
|                          | 必要書類                                                                   |            | 取得先など                                   |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書<br>(婚姻日が確認できるもの)<br><small>[婚姻日の確認のため]</small>      | 原本         | 南砺市市民センター窓口、住基カード・マイナンバーカード取得者はコンビニ発行も可 |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦の住民票又は戸籍の附票<br>(世帯主・続柄・本籍等省略なし)<br><small>[同一の南砺市内の住所の確認のため]</small> | 原本         | ◎戸籍：本籍地が南砺市外の場合は、<br>本籍地の市町村窓口等         |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦の所得証明書<br>(令和7年度分)                                                   | 原本         | 令和7年1月1日現在に住所がある市町村の窓口                  |
| <input type="checkbox"/> | 【奨学金の返済を行っている場合】<br>貸与型奨学金の返済額が分かる書類                                   | コピー可       |                                         |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦の市税の完納証明書又は非課税証明書<br>(最新年度分)<br><small>※市税に滞納がないことを証明する書類</small>    | 原本         | 令和7年1月1日現在に住所がある市町村の窓口                  |
| <input type="checkbox"/> | 住居費、引越費用及びリフォーム費用に係る<br>領収書等の写し                                        | コピー可       | 業者が準備したものも可                             |
| <input type="checkbox"/> | 【住居費の場合】<br>住宅の賃貸借契約書の写し                                               | コピー可       | 不動産業者が準備したものも可                          |
| <input type="checkbox"/> | 住宅手当支給証明書(様式第2号)<br>その他住宅手当の支給状況を証する書類                                 | 原本<br>コピー可 | 証明書⇒事業主が証明したもの<br>給与明細書等で支給状況が分かる書類の写し等 |
| <input type="checkbox"/> | 【リフォーム費用の場合】<br>夫婦名義の工事請負契約書又は請書の写し                                    | コピー可       | 工事請負業者が準備したものも可                         |

### 申請のタイミング (事後申請)

- ➡ ① 婚姻後、② 夫婦ともに同一の南砺市内の住所に異動手続き  
③ 対象経費の支払いを終えた時

※家賃・共益費についても支払った後

令和8年3月31日(金) までに申請



◎市によるアンケート等へ協力していただきます。

問い合わせ

☎0763 - 23 - 2037

南砺で暮らしませんか課

ジェンダーギャップ対策・婚活若者係